

京都市社会福祉審議会 会議録

日 時	平成28年10月31日（月） 午後2時から午後2時45分まで
場 所	京都ロイヤルホテル&スパ 2階 「青瑞雲」
出席委員	石塚かおる委員，岩崎智加委員，岩田征良委員，上村兪巳子委員，宇野進委員，大川原徹委員，長上深雪委員，折坂義雄委員，かわしま優子委員，木村みさか委員，木村義弘委員，源野勝敏委員，下村あきら委員，芹澤出委員，津田大三委員，直野信之委員，長尾淳彦委員，中島悦郎委員，長澤敦士委員，中村匡委員，野地芳雄委員，芳賀徹也委員，長谷川菜月委員，日野勝委員，藤木恵委員，古川末子委員，松永信也委員，松永洋子委員，村井信夫委員，森洋一委員長，森田政子委員，山内五百子委員，山岸孝啓委員，横内美佐子委員，吉川左紀子委員
欠席委員	阿部梨奈委員，一色哲志委員，大谷實副委員長，大山孜郎委員，垣内孟委員，志藤修史委員，土田昭一委員，徳廣三木子委員，原山憲治委員，福州修委員，藤井純司委員，松本智佐子委員，森田和子委員，山手重信委員
事務局	上野子育て支援政策監，高城保健福祉局長，居内保健医療・介護担当局長，久保保健福祉部長，大泉監査適正給付推進担当部長，斉藤障害保健福祉推進室長，安部生活福祉部長，西村子育て支援部長，上田貧困家庭の子ども対策担当部長，西窪長寿社会部長，松田保健衛生推進室長，原田保健福祉総務課長

－開会－

【原田保健福祉総務課長】

ただ今から，京都市社会福祉審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては，ご多忙中にもかかわらず，ご出席を賜りまして，誠にありがとうございます。

また，委員改選にあたりましては，快く就任のご承諾をいただき，重ねて御礼申し上げます。

本日は，委員改選後，最初の審議会でございますので，後ほど，委員長，副委員長の選任をお願いいたしますが，はじめに，門川大作京都市長からご挨拶申し上げます。

－京都市挨拶－

【門川市長】

皆さんこんにちは。京都市の大切な審議会の一つである社会福祉審議会の委員に御就任いただき，また本日，お忙しい中お集まりいただきました。心から敬意を表し，御礼を申し上げます。

少子高齢化社会，更に，ノーマライゼーション社会の実現等，様々な課題がございますが，地域に根差した医療，介護，生活支援，障害者福祉，子育て支援，また，安心安全な地域社会づくり，そうしたことをしっかり進めていく。とりわけ，皆さんのご尽力で，全国トップ水準の福祉を，何としても維持向上させていくと同時に，持続可能なものとしていく。そうした視点でこれまで御審議をいただいております。これまでに，例えば，市営保育所のあり方，敬老乗車制度のあり方，あるいは，リハビリテーション行政のあり方など，貴重な御提言をいただき，その提言を活かした取組を，現在進めているところであります。人口100万人規模の都市で，国の基準ではありますが，待機児童ゼロを実現できているのは，京都市だけであります。そして，制度の狭間にあると言ってもいいと思いますが，高次脳機能障害をもつ人への支援など，きめ細やかな福祉を前進させることができました。今回も，社会福祉充実計画審査専門分科会の新設を提案させていただくところでございます。活発な議論をいただき，貴重な御提言をいただきたいと考えております。

この間，京都市では，市民ぐるみで様々な議論をしていただき，そこに専門家の叡智も集め，この5月には，世界一健康長寿のまち・京都を作っていこうと，90もの団体に参画していただきまして，森会長に会長として御就任いただき，取組がスタートいたしました。そしてただいま申し上げました，保育所待機児童ゼロ，これにつきましても，単に数だけの問題ではなしに，その水準を向上させていくため，例えば，病児保育などの充実も図られてきているところであります。また，障害者差別解消法がこの4月に施行されたことに加え，本日は津田議長を始め市会の先生方にもご出席いただいておりますが，議員提案によって，手話によって心がつながる豊かな社会を作っていくため，手話言語条例も制定し，様々な取組が進んでいるところであります。そしていよいよ，来年4月から，介護予防・日常生活支援総合事業が開始されます。これも，関係者との丁寧な議論のもと，制度設計を進め，いよいよ実行していく，そのような段階に来ました。もう一つは生活保護，これは非常に大事なセーフティネットであります。健康で文化的な生活を送るために憲法で保障されたものであります。同時に，働く意欲を持った方がたくさんおられます。平成26年から2年連続で1,800人の方が就労に結びつく，これも多くの方の御支援で取組が進んで参りました。就労に結びついた方のお礼の手紙を読ませていただき，私も感動したところであります。

こうした取組が，地域の皆様のご支援の下に着実に進んでいることを確認するとともに，この財政の厳しい中で，また，少子高齢化社会をしっかりと見据えて，この京都の福祉や子育て支援を一層持続可能なものとして継承・発展させていかなければならないと考えております。課題は山積していますが，是非，活発な御議論をいただき，御提案をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【原田保健福祉総務課長】

門川市長につきましては，公務の関係上，ここで退席させていただきますので，御了承

いただきますようお願いいたします。

<門川市長 退席>

－会議の公開等について－

【原田保健福祉総務課長】

議事に入ります前に、本市の「京都市市民参加推進条例」に基づく会議の公開についてご説明いたします。

お手元に配布しております資料①「社会福祉審議会 関係法令」の2ページ目の中ほどをごらんください。

本市におきましては、「京都市市民参加推進条例」の第7条におきまして、審議会等については、原則的に会議を公開することとしております。このため、当審議会につきましても、公開することとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、市民参加の推進を図るため、今回も4名の市民公募委員の皆様をお願いすることといたしました。公募につきましては、去る8月5日から応募受付を行い、小論文による選考を行った上、決定させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

委嘱状につきましては、本来なら皆様お一人おひとりにお渡しさせていただくところですが、本日は時間の都合もありますので、お手元にお配りさせていただいておりますことを御了承いただきたく存じます。

－委員の紹介－

【原田保健福祉総務課長】

それでは、改選後、最初の会議であり、新しくご就任いただいた委員の方々もおられますので、席順に従いまして、自己紹介をお願いいたします。なお、資料②として委員名簿を配布させていただいておりますので、ご参照ください。

では、石塚委員からお願いいたします。

<以降、順次出席委員が自己紹介>

なお、本日はご欠席されておられますが、阿部 梨奈委員、一色 哲志委員、大谷 實委員、大山 孜郎委員、垣内 孟委員、志藤 修史委員、土田 昭一委員、徳廣 三木子委員、原山 憲治委員、福州 修委員、藤井 純司委員、松本 智佐子委員、森田 和子委員につきましても、委員に就任いただいておりますので、併せてご紹介させていただきます。

－会の成立報告－

【原田保健福祉総務課長】

なお、本日出席の委員数は、35名で、委員数の過半数を超えておりますので、会が成立していることを報告させていただきます。

－京都市関係者の紹介－

【原田保健福祉総務課長】

次に、本日出席しております、京都市職員を紹介させていただきます。

子育て支援政策監兼子どもはぐくみ局創設担当局長兼子育て支援担当局長の上野 壽世でございます。

保健福祉局長の高城 順一でございます。

保健医療・介護担当局長の居内 学でございます。

保健福祉部長の久保 敦でございます。

保健福祉部監査適正給付推進担当部長の大泉 清貴でございます。

障害保健福祉推進室長の斉藤 泰樹でございます。

生活福祉部長の安部 康則でございます。

子育て支援部長の西村 潔でございます。

子育て支援部貧困家庭の子ども対策担当部長の上田 廣久でございます。

長寿社会部長の西窪 一でございます。

保健衛生推進室長の松田 一成でございます。

申し遅れましたが、本日司会進行を務めさせていただきます、保健福祉総務課長の原田 孝始でございます。よろしくお願い申し上げます。

－委員長の選任－

【原田保健福祉総務課長】

それでは、これより議事に移らせていただきます。

まず、改選後初めての審議会でございますので、委員長並びに副委員長の選任をお願いしたいと存じます。いずれも規定により委員の皆様の互選となっております。

まず、委員長でございますが、いかがいたしましょうか。

【折坂委員】

委員長には、前委員長として、答申をはじめとする重要案件の取りまとめに実績のある森洋一委員に引き続き御就任いただきたく思います。

【原田保健福祉総務課長】

委員長には森洋一委員にお声をいただいておりますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

ご異義がないようでございますので、委員長には森洋一委員に、ご就任いただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手数ですが森委員は、委員長席に移動をお願いいたします。

早速ですが、委員長から、一言ご挨拶をいただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

【森委員長】

皆様方から御推挙いただきまして、再度、委員長を務めさせていただくこととなりました、京都府医師会会長の森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、市長のお話にもありましたように、京都市民が、健やかでいきいきとした、希望に満ちた生活を送ることができるようにするため、また、様々な面で皆様方のご支援をいただくためには、この京都市社会福祉審議会が大変大きな役割を果たしていると思えます。いわゆる社会保障の全ての部面と申しますか、医療、介護、福祉に関する代表の方々、そして議会の方々が、ここに集っておられますし、現在、少子高齢化社会の中で、少子化対策、子育てというものに、大変大きな責任がかかってきていると思われます。そうした意味で、今日お集まりの方々の、ご支援をいただきながら、この重要な会を運営させていただけたら幸いでございますので、御協力のほどをお願いしながら、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【原田保健福祉総務課長】

ありがとうございました。

それでは、これよりの議事進行は規定によりまして委員長をお願いしたいと存じます。それでは、森委員長よろしくお願いいたします。

―副委員長の選任―

【森委員長】

それでは次第に従いまして議事進行をつとめさせていただきます。

副委員長の選任についてでございますが、本日は残念ながら御欠席されておられますが、私としては、先の任期において、委員長であった私を補佐していただいた大谷實委員に引き続き就任いただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

<異議なし>

皆様に御異存なければ、大谷委員を選出することといたします。

－専門分科会の設置等について－

【森委員長】

それでは、次に「専門分科会の設置について」を議題とします。

事務局から、専門分科会の設置に関して、資料が配られておりますので、それを御説明いただき、専門分科会の設置を行いたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【久保保健福祉部長】

それでは、専門分科会の設置等について、あらかじめ資料③として席上にお配りさせていただいておりますので、当資料に基づいて事務局から説明させていただきます。

京都市社会福祉審議会につきましては、一番上の箱書きに記載しておりますとおり、社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法に基づき設置しております。

具体的な審議については、案件ごと、または分野ごとに設置している専門分科会において進めております。

これまでは、民生委員審査、身体障害者福祉、福祉施策のあり方、地域福祉の4つの分科会に加え、今回の改選を機に、資料の一番下にあります、「社会福祉充実計画」審査専門分科会の設置をお願いしたいと考えております。

この件につきまして、資料を一枚おめくりいただき、2ページ目の資料でご説明いたします。

まず、「1 社会福祉法人制度改正について」でございます。

社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の経営主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足し、地域社会に貢献していくことにあるとされております。

こうしたなか、国の「規制改革実施計画」においても、他の経営主体とのイコールフットィング等の観点からも、社会福祉法人が備えるべき公益性・非営利性を徹底し、本来の役割を果たすための改革を求めています。

また、一部の社会福祉法人による不適正な運営が指摘され、社会福祉法人の信頼を失墜させる事態に至っており、社会福祉法人が今後とも福祉サービスの中心的な担い手として在り続けるためには、国民に対する説明責任を果たすことが求められております。

こうした状況を踏まえ、今回、社会福祉法人制度改革に係る所要の措置を盛り込んだ社会福祉法の改正法が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行された一部を除き、平成29年4月1日から施行されることとなりました。

次に、「2 社会福祉充実計画について」でございます。

法改正に伴って盛り込まれた措置の1つとして、社会福祉法人は、前年度決算において

再投下可能な財産、いわゆる「社会福祉充実残額」がある場合は、社会福祉事業や地域公益事業等の充実に再投下する「社会福祉充実計画」を作成し、所轄庁へ申請のうえ、承認を得なければならないこととされました。

対象となる社会福祉法人においては、今後、計画の策定作業を進め、平成29年6月30日までに所轄庁に計画案を提出のうえ、承認を得ていただくこととなります。

最後に、「3 社会福祉充実計画審査専門分科会について（案）」でございます。

本市における社会福祉充実計画の承認審査に当たり、社会福祉等に関する幅広い視点から審査するとともに、審査過程の透明化を図るため、これまでから本市の社会福祉に係る重要事項を審議してきた社会福祉審議会に「社会福祉充実計画審査専門分科会」の設置をお願いしたいと考えております。

当該専門分科会においては、法人が作成した社会福祉充実計画について、計画の規模や内容が再投下可能な財産の規模に照らし適切か、事業内容が事業区域の需要・供給の見通しに照らし適切かなどといった点について、専門的見地から御意見をいただきたいと考えております。

今後、本年11月公布予定の改正政省令等の内容を踏まえ、本市で所管する261法人に対し、計画作成の対象となる法人の要件や具体的な作成手順等についての説明を行うこととしており、その後、対象となる法人において、計画案の作成を進めていただくこととなります。

なお、平成29年度においては、対象法人は、概ね40法人程度と想定しております。事務局からの説明は以上でございます。

【森委員長】

ありがとうございます。ただ今、事務局の提案がありましたけれども、2ページ目ですが、分かりにくいかもしれません。5つの専門分科会の下に、6つ目として、社会福祉充実計画審査専門分科会を設置することとなっております。市民公募委員の皆さんには分かりにくい内容かもしれませんが、社会福祉法人があまりに莫大な財産を持ちすぎて、それを再投下しないことがあるため、再投下のための計画を作り、それを京都市に提出していただく、それを審査をするための分科会を設置するというところでございます。この点について、もしご質疑等ありましたら、挙手いただき、ご発言の際には、御所属と氏名をおっしゃっていただくようお願いいたします。

<質疑なし>

それでは事務局の提案のとおり専門分科会と関連の部会について設置していくこととなりますが御異議ございませんでしょうか。

<異議なし>

－専門分科会所属委員等の指名について－

【森委員長】

続きまして、専門分科会に所属いただく委員の指名を行いたいと思います。

指名につきましては、委員長が指名することとされておりますが、まず事務局から提案していただき、それを確認させていただくということでご了解いただきたく存じます。

それでは事務局よろしく申し上げます。

【久保保健福祉部長】

ただ今ご了承いただきました専門分科会、部会の構成をもとに、事務局から委員指名について資料を配布させていただきました。

それぞれの分科会ごとに、委員指名の考え方を御説明させていただきます。

まず、民生委員審査専門分科会ですが、市会議員の先生方をはじめ、これまでから委員として御尽力いただいております方、又は団体の推薦委員の方に、引き続き御参画いただきたいと考えております。

次に、身体障害者福祉専門分科会ですが、身体障害者の障害程度の判定を行う審査部会に所属していただく委員の皆様に加え、京都府薬剤師会、京都府歯科医師会推薦の委員の皆様にご参画いただき、障害者総合支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定等に係る審査を行う専門分科会として運営していただけるようにしております。

福祉施策のあり方検討専門分科会については、福祉施策全般に共通する基本方針を審議するため、可能な限り多くの委員にご参画いただいております。

地域福祉専門分科会は、地域福祉に関する事項について御審議いただくため、これまでから引き続き、福祉関係団体、学識経験者及び市民公募委員の皆様にご参画いただくとともに、また、より一層幅広い議論を行うため、地域福祉に関わる関係団体等を特別委員としてお迎えすることを考えております。

最後に、今回新設いただいた「社会福祉充実計画審査専門分科会」につきましては、法人の事業計画という専門的事項ではありますが、社会福祉や地域医療等の観点からの審議が必要となります。

このため、これまでの御経験なども踏まえ、長上委員及び岩田委員にご参画いただき、公認会計士、社会福祉士及び関係団体の方を特別委員として加えて運営してはどうかと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【森委員長】

ただいま、事務局から「専門分科会委員の指名等について」説明いただきました。

これまでの5つの専門分科会につきましては、それぞれの委員の方が、これまでも委員として御参画いただいていたことと思います。新たな6番目につきましては、今説明もあ

りましたとおり、大変専門的な知識も必要となりますことから、社会福祉審議会の委員としてはお二人の方、そして特別委員として専門家に入っただいて、審議するということになっております。この6つの分科会の委員の指名につきまして、何か質疑ございますでしょうか。

<質疑なし>

それでは、事務局の提案どおり、各分科会及び部会の委員の所属とさせていただきますので、各委員の皆様におかれましては、ご苦勞をお掛けしますが、よろしくお願ひします。

それぞれの分科会及び部会の日程調整等については、改めて事務局から連絡させていただくこととします。

－事務局報告「子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設について」－

【森委員長】

次に、事務局の報告事項でございますが、「子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設等に係る検討状況」について説明していただきます。事務局よろしくお願ひいたします。

【久保保健福祉部長】

それでは、子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設等に係る検討状況について、御報告申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

本市では、子どもや青少年等に関する施策を融合し、妊娠、出産、児童、青少年から若者に至るまで、子育て支援施策を一元化し、少子化対策、子どもや子育てに関する支援・対策を総合的かつ積極的に推進していくため、平成29年度当初における子ども若者はぐくみ局の創設に向け、検討を進めています。

併せて、各区役所・支所においても、市民に分かりやすく、利便性の高い、子どもの総合的かつ専門的な窓口を設置するとともに、障害・高齢をはじめ、分野ごとの市民に分かりやすい窓口へ再編することを、検討しています。

まず、1の「子ども若者はぐくみ局（仮称）」についてでございます。

以下、仮称については、省略させていただきます。

(1)のア「子育て支援都市・京都の推進に向けたこれまでの取組」としまして、2点ございます。

1点目は、市民ぐるみ、地域ぐるみで子どもをはぐくむまちづくりの推進でございます。本市では、平成19年2月に「子どもを共に育む京都市民憲章」を、さらには、平成23年2月市会において「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を制定し、子どもを市民ぐるみ、地域ぐるみで育むまちづくりに取り組んできました。

2点目は、子どもや青少年の「生きる力」「生き合う力」の育成でございます。一人ひとりの子どもや青少年が、社会経済構造が大きく変わる中であっても、たくましく生き抜い

ていくことができるよう、地域や家庭と連携し、知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」の育成、さらには、他者を理解・尊重し、思いやり、助け合うことができる、他者と共に「生き合う力」を身に着けることを目指して、取組を進めてきました。

次に、イの「子ども若者はぐくみ局の創設～市民ぐるみで「はぐくみ文化」の創造・発信～についてでございます。

アで申しあげましたように、地域社会を基盤とする、本市ならではの子育てと人づくりの伝統を活かすとともに、子どもの成長段階に応じた切れ目のないきめ細かな取組をより効果的かつ強力に推進するため、これまで各局等が連携を図りながら実施してきた子どもや青少年に係る施策を融合し、総合的に担う「子ども若者はぐくみ局」を創設することとします。

また、子ども若者はぐくみ局の創設を契機として、子育てへの負担感・孤独感等に対し、「子どもたちの未来のために何か手助けしたい」「子育て支援に皆で参画し、子育てを地域で支え合おう」という機運が市全体に広がっていくよう、子どもを笑顔で温かく見守り大切に育む「はぐくみ文化」を市民ぐるみで創造し、発信していきます。

裏面の2ページをご覧ください。

(2)の「所管業務の考え方」についてでございます。

ア「子ども若者はぐくみ局が所管する業務」については、子どもと子どもの家庭への支援に関すること、子どもの成長に資すること、青少年及び若者施策等、原則として子どもや家庭、青少年等に係る全ての支援施策としております。

その一方で、「イ」でございますが、引き続き施策の充実を図るために同一の法体系・施策体系の下で実施、運営することが求められる業務等については、子ども若者はぐくみ局への移管について引き続き調整するとともに、移管しない場合においても、子ども若者はぐくみ局の所管業務と一体的に施策展開できるような連携の仕組みや方策について、更なる検討を行ってまいります。

恐れ入ります。3ページとしてお付けしている、A3版の別紙資料、別紙1の下段の表をご覧ください。

こちらは現時点における子ども若者はぐくみ局の所管業務(案)でございます。現在子育て支援担当局長が所管している、子どもを共に育む京都市民憲章、子ども・子育て支援法や児童福祉法に関する業務、児童館、ひとり親家庭支援、児童扶養手当、保育所等の業務や児童福祉センターのほか、保健福祉局長が所管している、局の統括業務、子ども若者はぐくみ局が所管する事業のみを実施する社会福祉法人や施設の認可や指導監督、指定管理者の選定、中学3年生学習支援プログラム、ひとり親家庭医療、子ども医療、高校進学・修学支援金、学童う歯、母子保健の業務や桃陽病院を所管します。

また、表の右側でございます文化市民局が所管する青少年施策や、教育委員会が所管するボーイスカウト、成人式、人づくり21世紀委員会、親支援プログラム、みやこ子ども土曜塾、放課後まなび教室の業務や、こどもみらい館についても所管します。

4ページをご覧ください。

こちらに掲げる業務は、子ども若者はぐくみ局への移管や連携方策等について、更なる検討を行っていく業務でございます。

まず、障害児に関する業務については、子どもから大人まで切れ目のない支援を行う必要がありますが、一方で、障害のある児童にも障害のない児童にも同じ枠組みでサービスを提供すべきといった考え方もございます。このため、引き続き所管の取扱いについて検討して参ります。また、区役所・支所の窓口についても、市民に分かりやすい分野別の窓口とする中で、レイアウト等も含め連携の仕組みを工夫することを検討して参ります。

予防接種は、子どもを対象にしているものが多い一方で、予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から実施しているものであり、全年代を対象とする予防接種も想定されることから、引き続き検討して参ります。

配偶者からの暴力、いわゆる「DV」の防止及び被害者の保護等については、全ての年代を対象とした事業であり、国の考えと同様に「男女が社会の対等なパートナーとして活躍するため」という目的を果たす必要があります。一方で、児童虐待、学習支援等の子どもに関わる課題も重要なことから、引き続き検討して参ります。

最後の項になりますが、幼稚園から高校、就学援助、PTA、スポーツ少年団等の学校教育及び学校教育に密接に関わることについては、幼小中連携、また中高接続の観点から、私立学校・幼稚園も含めて学校教育全体を教育委員会で所管し、京都の教育の一層の充実に繋げていくことが望ましいと考えられます。一方で、幼稚園やスポーツ少年団等については、子ども若者はぐくみ局への移管によって一体的な施策展開も検討できると考えられることなどから、引き続き所管の取扱いについて検討して参ります。

上から2つ目の生活保護に関することをはじめとしたその他の項目については、所管局の方向性は定めておりますが、一層の連携方策を引き続き検討してまいります。

資料の2ページにお戻り願います。

続いて、区役所・支所の窓口についてでございます。

区役所・支所の窓口については、以下の5つの考え方にに基づき再編を行い、市民の皆様にとって分かりやすい窓口にするとともに、質の高いサービスを提供します。

基本的な考え方としましては、

1つ目に、子どもに関する業務を総合的かつ専門的に所管する「子どもはぐくみ」の窓口(子どもはぐくみ室(仮称))を設置し、市民の皆様からの子どもに関する相談に対して、ワンストップで一元的に対応できるようにします。

2つ目に、「子どもはぐくみ」の窓口では、適切にワンストップサービスを提供できる職員、つまり、子育て支援コンシェルジュ機能を担える職員を育成するとともに、レイアウトや案内表示等を工夫し、市民の皆様にも再編を実感いただけるようにします。

なお、各区役所・支所における窓口設置に先駆けて、現行の組織、制度の枠内で市民サ

サービスの向上に寄与する取組に早期に着手するため、区役所・支所窓口とは別に、子育て支援施策を幅広く案内する総合電話窓口「はぐくみコール」を、本年10月に設置しました。

3つ目に、子どもはぐくみ室の設置に伴い、障害保健福祉、健康長寿推進、生活保護等の生活福祉、保険年金、医療衛生相談の6つの窓口を設置するとともに、福祉事務所と保健センターの垣根を取りはずして保健福祉センターを創設し、市民に分かりやすく、質の高いサービスを提供します。

4つ目に、仮称でございますが、健康長寿推進課については、「健康長寿のまち・京都」の実現と地域包括ケアの推進を図るため、地域コミュニティと協働して、地域の課題や制度の狭間等の複合する支援課題にも対応できるよう「健康長寿推進・地域支援担当」を設置します。

5つ目に、徹底した事業の点検や見直しを行い、業務のスリム化・効率化を行うことで、保健師をはじめとした専門職の訪問活動の充実を図る等、地域支援の充実を一層進めます。

今申しあげました5つのコンセプトに基づく、現行の福祉事務所と保健センターを、再編のうえ充実した、区役所・支所窓口のイメージ（案）については、5ページの別紙2のとおりです。

また、これに伴う医療衛生部門の再編についても、6ページにまとめておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

おそれ入りますが、再度2ページにお戻り願います。

最後に、「今後の進め方」についてでございます。

現在、関係団体等に説明・意見聴取を行っており、11月市会に、事務分掌条例改正（案）及び整備予算（案）を提案し、市会の議決が得られれば、12月から、規定整備、レイアウト調整、システム改修等の必要な準備作業を開始し、29年4月に、子ども若者はぐくみ局の設置と、区役所・支所窓口の組織改正を行うスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

なお、区役所・支所の窓口のレイアウト変更については、29年のゴールデンウィーク明けに全て完了することを目指してまいります。庁舎の状況により、改修等に時間を要する区役所・支所もあることから、日々の市民サービスの提供に支障を来さないよう、慎重に進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【森委員長】

ただ今説明がございました。子どもはぐくみの窓口を、はぐくみ室と呼ぶ予定ということでもよかったですね。ただ今の説明は現在検討中の部分も多かったと思いますので、少し分かりにくいところもあるかもしれませんが、ご質問等ございますでしょうか。

【折坂委員】

佛教大学の折坂でございます。大きな課題について取り組まれていることに敬意を表したいと思います。この中で、非常に深刻な問題といたしまして、一つには、児童虐待、もう一つには、学校でのいじめがあるのではないかと思います。私がもしかしたら資料を見落としているのかもしれませんが、これについては、子どもはぐくみ局の理念からは外れるということで、除かれているのでしょうか。

【久保保健福祉部長】

児童福祉センターは、はぐくみ局で所管することになっておりますので、虐待については、はぐくみ局のほうで所管することになっております。また、窓口との関係で申し上げますと、児童福祉法の改正に伴いまして、現場の窓口と児童福祉センターとの連携方策を改めて考えるということにしておりますので、はぐくみ局の創設と別にはなりませんけれども、もう一つの軸で来年4月に向けて検討を進めて参るということで、実施については改めて取り組むべき課題であると認識しております。

【森委員長】

具体的に、はぐくみ局の中に置くかどうかはまだ決まっていないということでしょうか。

【久保保健福祉部長】

児童福祉センターが現在児童虐待を所管しておりますので、はぐくみ局の中でしっかりとやるべきことであると考えております。

【森委員長】

これも簡単には解決できない大きな課題であり、まだ具体的な形はきまっていないようですが、はぐくみ局のなかで進めるということでございます。他にも様々な課題があるかと思いますが、他の委員の方は何か御意見ございますでしょうか。

御質疑はないようですので、事務局報告についてはこれで終了させていただきます。

—議事録の作成及び公開について—

【森委員長】

予定しておりました議題はすべて終了しました。委員の皆様方におかれましては、本審議会の審議につきまして、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本日の議事録につきましては、事務局において作成いただき、後日皆様にお届けさせていただきますが、本日の審議については、発言のあった委員のお名前を含めて、議事録として、京都市のホームページに公開とさせていただくこととしますが、御異議ございませんか。

<異議なし>

御異議ないようですので、議事録の作成については、ただ今申し上げたとおりとします。
それでは、事務局に進行をお返しします。

【原田保健福祉総務課長】

委員長，ありがとうございました。

それでは閉会に当たりまして，高城保健福祉局長からご挨拶申し上げます。

－閉会の挨拶－

【高城保健福祉局長】

本日，委員の皆様方には，御多忙にも関わらず御出席を賜り，誠にありがとうございました。

人口減少社会の到来や，国における社会保障制度改革が進められる中，来年度から実施される「介護予防・日常生活支援総合事業」など，本市の保健福祉行政を取り巻く状況は大きく変わり続けております。

こうした中，本市では，審議会からの答申，提言をいただきました事項をはじめ，市民のみなさんのいのちとくらしを守る施策を着実に推進して参りました。

また，今回ご報告させていただいた「子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設」につきましては，私どもの考え方をしっかりとお伝えし，同時に，皆様方の御意見をしっかりとお聴きし，地域全体で子どもを温かく育む「はぐくみ文化」の創造に向けて，そして，保健・医療・福祉の更なる連携に向けて，取組を進めて参ります。

厳しい財政状況にはありますが，市民の皆様にご直接サービスを提供する基礎自治体として，今後とも，市民の皆さんのいのちとくらしを守り抜く決意の下，保健福祉行政を推進して参ります。

森委員長をはじめ，社会福祉審議会委員の皆様方には，引き続き，お力添えを賜りますよう，よろしく願い申し上げます。

以上をもちまして，簡単ではございますが，結びの挨拶とさせていただきます。

【原田保健福祉総務課長】

事務連絡でございます。

本日の議事で，民生委員審査専門分科会の委員としてご指名のありました委員の皆様につきましては，この後，会場を出られて向かって左にございます「祥雲の間」に御移動いただきまして，休憩をはさみ，引き続き分科会を開催させていただきますので，よろしくお願い致します。

その他の分科会につきましては，後日，事務局から開催等の御連絡を差し上げます。

委員の皆様にはご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。以上をも

ちまして、本日の会議は散会といたします。

<閉会>